

【縣市町村事例】

浄化槽台帳の整備と維持管理に係る取組について

埼玉県環境部水環境課

1. 埼玉県の概要

埼玉県は、関東地方の中央部に位置し、東京都に隣接する内陸県です。面積は約 3,800 平方キロメートルと全国で 39 番目の広さを有し、人口は約 730 万人（令和 7 年現在）と全国第 5 位を誇ります。県内は、首都圏の一部として都市化が進む地域と、秩父地方を中心とした自然豊かな山間地域が共存しており、多様な地理的特徴を有しています。特に、川幅日本一（2,537 メートル）を誇る荒川や、利根川をはじめとする河川が多く流れ、県土に占める河川の面積割合が 3.9% と全国 2 位であることなどから、「川の国埼玉」として川の水質保全をはじめ様々な取組を行っています。



図 1 埼玉県の地形区分図

2. 埼玉県における浄化槽台帳整備とその課題について

(1) 浄化槽台帳システムについて

埼玉県では浄化槽法に基づく事務の一部を条例により市町村に権限移譲しています。県内 63 市町村のうち、埼玉県が指導権限を持っている 31 市町村分について、全国浄化槽団体連合会が提供するシステム「Z-Join」を活用して台帳を管理しています。

(2) 維持管理情報の収集について

浄化槽法の改正（令和 2 年 4 月施行）により、都道府県等に対して維持管理情報を記載した浄化槽台帳の作成が義務化されました。これを受け、「埼玉県浄化槽適正処理促進協議会」において、新たな浄化槽維持管理情報収集方法の検討を進めてまいりました。

埼玉県内には約 47 万基の浄化槽が存在し、維持管理情報の量も膨大であることから、維持管理情報の収集に当たっては、新たな仕組みの構築を含む情報のデジタル化が不可欠です。そこで、維持管理情報を効率的に収集・活用するために以下のシステムを開発・導入しました。

- スマートフォン又はパソコンを用いて浄化槽維持管理の現場から維持管理情報を報告するためのシステム「報告くん」
- 収集した維持管理情報を浄化槽台帳と突合するシステム「ツナグくん」

保守点検情報については、浄化槽保守点検業者から収集しています。また、清掃情報については、市町村が清掃業者からの報告を受けている場合は市町村から、それ以外の市町村については清掃業者から直接収集しています。保守点検業者、清掃業者からの報

報告方法は、電子申請によるエクセル報告か「報告くん」による報告のいずれかを選択してもらっています。

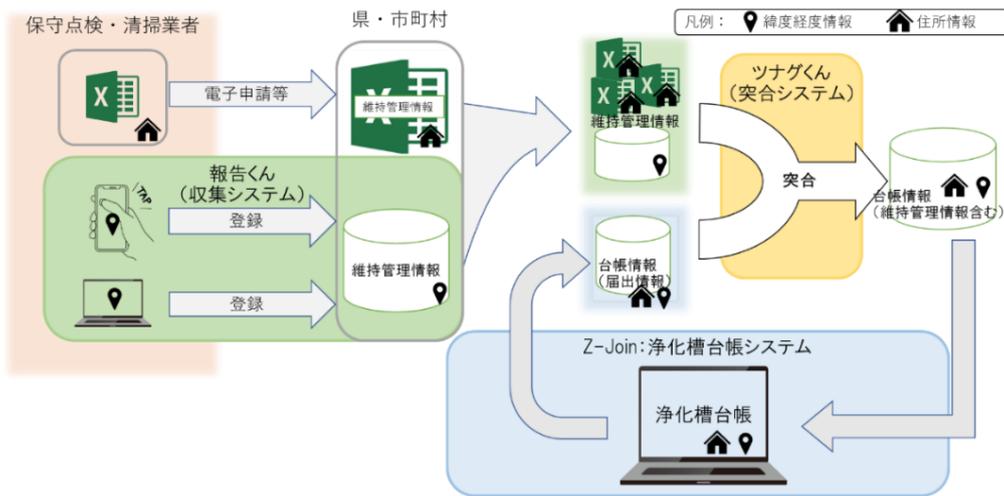


図2 報告くん、ツナグくん、浄化槽台帳の関係

① 報告くん（収集システム）の概要

報告くんは、スマートフォン又はパソコンを用いて浄化槽維持管理の現場から位置情報及び維持管理情報を埼玉県に送信するシステムです。保守点検業者向けに令和4年11月から、清掃業者向けに令和6年度から運用を開始いたしました。

図3に報告くんの操作画面を示します。スマートフォンで報告くんのWEBページにログインすると、現在地周辺の地図が表示されます。地図は衛星画像で確認することも可能です。過去に自身が報告くんに維持管理情報を登録した浄化槽も地図上に表示されます。

各浄化槽の初回報告の場合には、清掃・保守点検を実施した浄化槽の位置を地図上でタップすることで報告ができます。報告内容はほとんどの情報が自動で反映されるのでタップのみで報告が可能です(図4)。また、帰社後にパソコンから報告することも可能です。初回報告時のみ各社の浄化槽管理番号の入力が必要になりますが、2回目以降は地図に表示されたピンを選択することで簡易に報告が可能です。

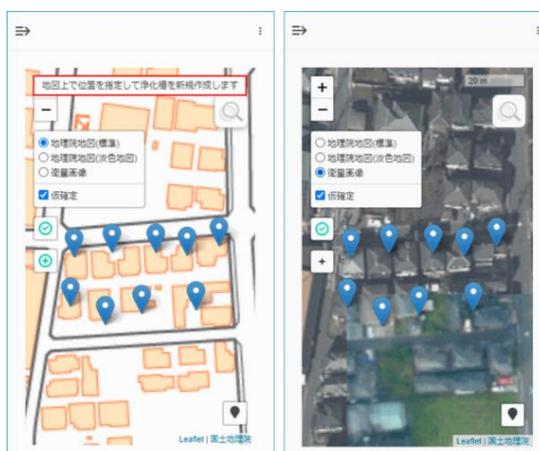


図3 スマートフォン地図表示画面



図4 スマートフォン報告画面

その他の機能として、浄化槽位置を事前に仮登録する機能（仮登録時は報告済みの場合とピンの色が異なる）等があります。また、自社の報告内容の一覧を位置情報付きでCSV出力する機能（図5）が付いており、報告したデータを自社で活用することも可能です。

管理番号	浄化槽の種類	住所	実施日	報告ステータス	保守点検	清掃	清掃の種類	座標
3	単独	不明	2021/11/18	確定	○	○	通常	36.094727, 139.677738
4	単独	不明	2021/11/18	確定	○	○	通常	36.094718, 139.677851
5	単独	不明	2021/11/18	確定	○	○	通常	36.094745, 139.677965
8	単独	不明	2021/11/18	確定	○	○	通常	36.094514, 139.677556
9	単独	不明	2021/11/18	確定	○	○	通常	36.094547, 139.677687
10	単独	不明	2021/11/18	確定	○	○	通常	36.094556, 139.677882
1	単独	不明	2021/11/18	仮確定	○	○	廃止	36.094714, 139.677442

図5 システムのCSV出力画面

② ツナグくん（突合システム）の概要

ツナグくんは、報告くん又はエクセル報告により報告された浄化槽維持管理情報を浄化槽台帳の情報と突合するシステムです。

緯度経度情報（報告くん）、住所・管理者情報（エクセル報告）等に基づいて、浄化槽維持管理情報を浄化槽台帳情報と突合し、紐付けを行います。紐づけされた情報一式はZ-join への一括取込が可能な形でCSV出力されます。

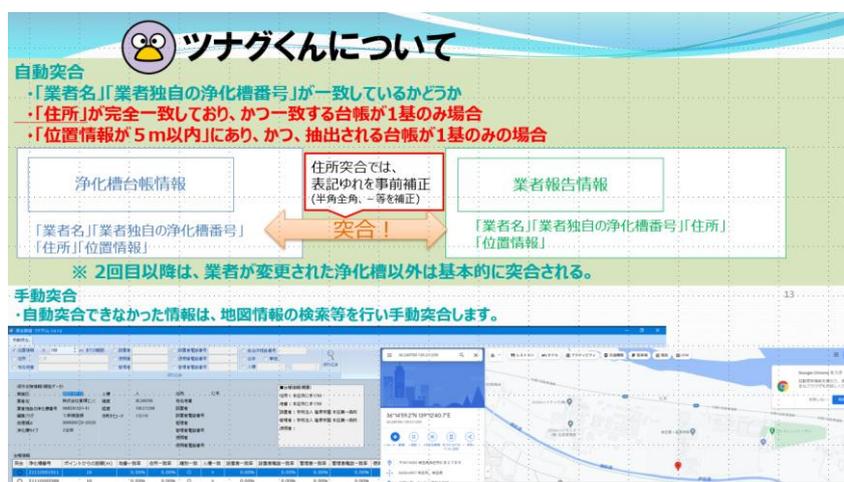


図6 ツナグくんについて

(3) 法定検査情報の活用

浄化槽設置時の建築確認申請や浄化槽設置届の情報は、住所が地番表示であったり、浄化槽管理者が建売住宅の事業者名であったりするなどして、そのままではその後の利用に支障があります。

そこで、浄化槽法第7条検査によって得られた情報を建築確認申請や設置届の情報と紐づけて浄化槽台帳に記載することで、浄化槽台帳の精度を高めています。

なお、浄化槽法第7条検査受検の徹底のため、埼玉県浄化槽設置指導要綱により、浄化槽設置を伴う建築物の確認申請や浄化槽設置届の提出時には、「浄化槽法定検査の検査依頼書の写し（手数料支払済証）」を添付することと定めております。

7条検査の受検は今後の11条検査の受検にも繋がることから、7条検査の事前申込みの徹底について、引き続き指定確認検査機関や関連事業者に対して周知して参ります。

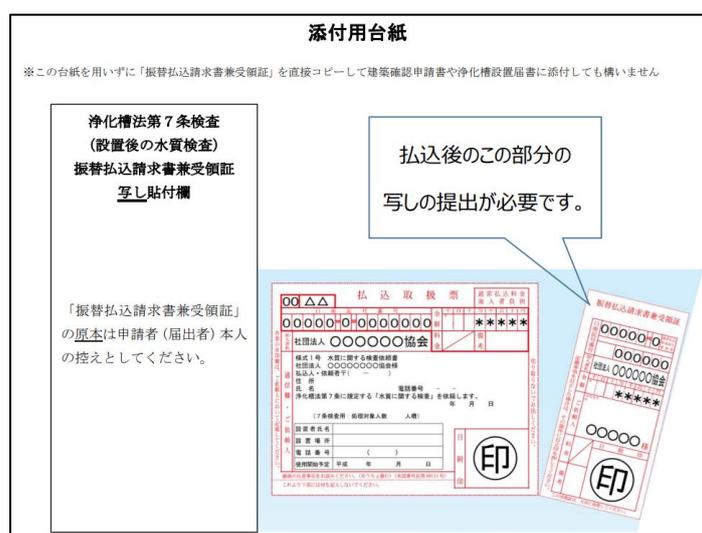


図7 建築確認申請、浄化槽設置届添付資料（7条検査事前申込み）

(4) 台帳整備における課題について

前述のとおり浄化槽台帳に維持管理情報を取り込むためのシステムを整備したところですが、浄化槽台帳に入力されている届出情報と突合しないケースが多く発生しています。

【想定されるケース】

- 届出情報の住所情報が現況と異なる
 - ・届出情報は地番表記だが維持管理情報は住居表示
 - ・区画整理等による住居表示の変更など
 - ・入力されている情報が不完全
- 廃止済み浄化槽
- 無届け浄化槽
- 未設置浄化槽（建築確認申請が行われたが設置が中止されたもの）

今後、収集した維持管理情報を活用し、浄化槽台帳情報の更新や廃止済み浄化槽情報の削除を行い、浄化槽台帳の精査を進めていく予定です。

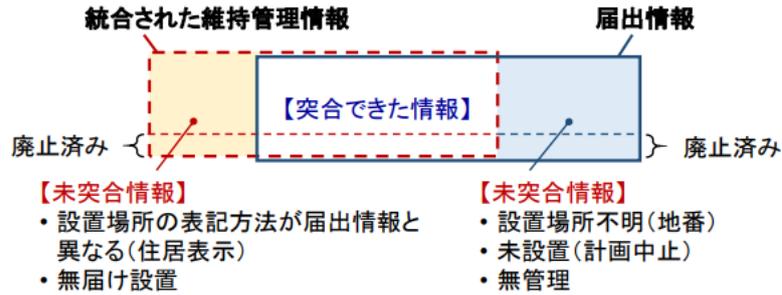


図8 統合された維持管理情報と届出情報の突合イメージ

(「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第3版(令和3年4月環境省)」より引用)

3. 維持管理指導及び今後の浄化槽台帳の活用に向けて

以上の取組により浄化槽台帳の精度を向上するとともに、維持管理情報を集約することができれば、埼玉県や市町村で各浄化槽の使用実態や管理の状況を把握できることとなります。

埼玉県では維持管理情報を含む浄化槽台帳の整備と並行して、維持管理指導も強化しています。埼玉県が指導権限をもつ31市町村に対し、法定検査未受検者に対する個別通知を令和5年度から開始しました。保健所設置市や指導権限移譲市町については、指定検査機関と市町が協力して通知を行っています。

浄化槽台帳を充実させることにより、このような維持管理指導をさらに強力に進めることが可能となります。

浄化槽管理者に対する指導が進むことにより、保守点検や清掃の実施基数も増加を見込んでいます。また、法定検査受検基数についてはすでに毎年度増加しています。法定検査未受検者に対する個別通知については令和7年度以降も実施していくことから、法定検査実施体制の整備が急務となっています。そのため、令和4年4月の浄化槽設置指導要綱の改正で、保守点検業者の責務として指定採水員の積極的活用を盛り込みました。また、令和5年度から指定検査機関が実施する指定採水員講習を浄化槽管理士研修と同日に開催しており、今後、すべての浄化槽管理士が指定採水員となる資格を持つこととなります。保守点検業者に対しては、指定採水員制度のより一層の活用を働きかけていきます。

このような取組を通じ、浄化槽台帳の整備をはじめ、浄化槽の維持管理の適正化を進めていきます。